

高齢者住宅改修補助事業について

高齢者が安全に、かつ、安心して生活することができる居住環境の整備を促進することにより、高齢者の自立支援及び要支援状態等への進行の予防を図るため、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の方が実際に居住し、住民登録をしている市内の住宅を改修する場合に、予算の範囲内でその経費の一部を補助します。(申請者多数の場合は年度途中で終了する場合があります。)

▼補助対象者

市内に住所を有する65歳以上の方で、介護予防・生活支援サービス事業対象者。ただし、市税等を滞納していない人、かつ過去にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

▼補助対象住宅

補助対象者が実際に居住する個人住宅、併用住宅(居住部分のみ)、集合住宅(専有部分)。

ただし、補助対象者本人が当該住宅を所有していない場合、住宅の所有者その他権原を有する者の承諾書が必要です。

▼補助対象となる住宅改修(介護保険制度の住宅改修の工事等に準ずる)

補助対象者が自宅で安心して自立した生活をおくるための住宅改修や介護する方の負担軽減が図られるような改修工事等が対象となります。補助対象者自らが材料を購入し、本人又は家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費のみが補助対象となります。)

種類	想定される内容例
①手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関等への設置
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え(開き戸の引き戸、アコーディオンカーテンへの取替え)、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器の洋式便器(暖房・洗浄機能付等)への取替え、既存の便器の位置や向きの変更 暖房等機能のみの付加は対象外

⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事, スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③下地の補修や根太の補強または通路面の路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化等を除く), 床材の変更
--------------------------	---

▼補助額

補助対象経費（限度額 10 万円^{※1}）（千円未満は切捨て）

介護保険負担割合証の負担の割合が 1 割のときは 4 分の 3^{※2}（上限 75,000 円）

介護保険負担割合証の負担の割合が 2 割のときは 3 分の 2^{※2}（上限 66,000 円）

介護保険負担割合証の負担の割合が 3 割のときは 2 分の 1^{※2}（上限 50,000 円）

※1 介護（予防）住宅改修費の給付を受けたことがある場合の補助対象経費の限度額は、介護（予防）住宅改修費の対象限度基準額 20 万円から当該介護（予防）住宅改修費に係る改修費を控除した額（10 万円を超える場合は 10 万円）となります。

（例）既に介護予防住宅改修費 135,000 円（負担割合が 1 割の場合）の給付を受けたことがある場合

介護予防住宅改修費に係る改修費 135,000 円 × 10/9（※） = 150,000 円

補助対象経費の限度額 200,000 円 - 150,000 円 = 50,000 円（<10 万円）

（※）負担割合 2 割：10/8, 負担割合 3 割：10/7

※2 1,000 円未満切り捨て

▼注意事項

- ・申請前に着手又は完了している工事や、補助金交付決定通知書が届く前に着工した工事は補助対象外
- ・新築又は全面的な改築・増築工事は補助対象外
- ・負担割合が変わった場合は、自己負担分の支払日の時点の負担割合

▼申請手続きの流れ

- (1) 高齢福祉課または地域包括支援センター（おとしより相談センター）に相談→
- (2) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所による訪問（基本チェックリストの実施）→
- (3) ケアプランの作成→
- (4) 申請書提出→
- (5) 書類審査・交付決定→
- (6) 工事着工→
- (7) 工事完了→
- (8) 実績報告→
- (9) 書類審査・交付確定→
- (10) 補助金交付請求→
- (11) 補助金支払い

▼申請に必要な書類

- ・補助申請者は本人が原則です。代理の場合は必ず本人自筆の委任状を添付して下さい。
- ・申請書類に不備があると、審査に支障をきたすため受理できませんのでご注意ください。
- ・場合によっては、下記以外にも書類の提出を求めることがあります。
- ・書類は図面等を除きA4サイズに統一して下さい。

(1) 補助金の交付申請

書 類	備 考
ひたちなか市高齢者住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）	
委任状	申請者本人が自署または記名押印で作成して下さい。
住宅改修に係る見積書（内訳の明細及び施行業者等の押印があるものに限る。） 住宅改修の予定箇所及び内容が容易に分かる図面	申請者が材料を購入し、申請者又はその家族等によって住宅改修が行われる場合の見積書は、材料の販売者が発行したものになり、添付する図面等は申請者又は家族が作成して下さい。
住宅改修前の住宅全体の写真及び住宅改修を行う箇所の写真	着工前が分かるよう撮影日を記載下さい。（看板等使用可）
住宅改修を行おうとする住宅等の所有者その他当該住宅等について権原を有する者の承諾書	申請者が当該住宅等の所有でない場合その他当該住宅等について住宅改修を行う権原を有しない場合は添付して下さい。
介護予防ケアマネジメントに基づき作成されたケアプランの写し	住宅改修の必要性及びその効果等について、ケアプランに示されている必要があります。
受領委任払いの同意書	受領委任払いを利用する場合は添付して下さい。

(2) 住宅改修計画変更申請

書 類	備 考
ひたちなか市高齢者住宅改修計画変更申請書（様式第4号）	
ひたちなか市高齢者住宅改修補助金交付決定通知書の写し	
変更後の住宅改修に係る見積書等の写し	内訳の明細及び施行業者等の押印があるものに限ります。
変更後の住宅改修の予定箇所及び内容が容易に分かる図面	

(3) 交付申請の取下げ

書 類	備 考
ひたちなか市高齢者住宅改修補助金交付申請取下げ届出書（様式第7号）	
補助金交付決定通知書の原本	

(4) 実績報告

書 類	備 考
ひたちなか市高齢者住宅改修補助金実績報告書（様式第8号）	
住宅改修に係る費用の内訳を確認することができる書類（施行業者等の押印があるものに限る）	申請者又はその家族等が材料を購入し、直営によって住宅改修を行った場合の領収書は、材料の販売者が発行したのものになります。
住宅改修に係る領収書（※）（施行業者等の押印があるものに限る）の写し	
住宅改修をしたことを明らかにする現況の写真	撮影日を記載下さい。（看板等使用可）

(5) 補助金の請求

書 類	備 考
ひたちなか市高齢者住宅改修補助金交付請求書兼受領委任払い委任状（様式第10号）	